第18期船橋市男女共同参画推進委員会第7回会議録

1．開催日　　令和8年7月17日（金）午後2時00分から
2．開催場所　市役所9階 第1会議室
3．出席者　　13名（欠席1名）
4．傍聴者　　6名
5．議題
（1）第4次船橋市男女共同参画計画　令和7年度事業評価報告書及び概要版について
（2）第5次船橋市男女共同参画計画について
（3）男女共同参画に関する条例の検討について

〈事務局〉
それでは、ただ今より第7回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。
この会議は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。
傍聴希望者がおりますので、会場へご案内いたします。

傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした「傍聴人の守るべきこと」の内容に従って傍聴いただくようにお願いいたします。

では、配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。
事前送付資料として
資料1　事業評価作業スケジュール
資料2　第4次船橋市男女共同参画計画　令和7年度事業評価報告書（案）
資料3　第4次船橋市男女共同参画計画　令和7年度事業評価報告書　概要版（案）
資料4　（概要版選定用）個別事業評価シート【B+以上抜粋】

次に、当日配布資料として
資料5　第4次船橋市男女共同参画計画　令和7年度事業評価報告書（案）
資料6　令和7年度事業評価報告書事前質問への回答
資料7　令和7年度事業評価報告書概要版掲載事業の選定について
資料8　第5次船橋市男女共同参画計画体系案及び事業一覧案に対する委員ご意見及び事務局の考え方
資料9　第5次船橋市男女共同参画計画（素案）
資料10　第5次船橋市男女共同参画計画（素案）に係る意見書
資料11　条例に関する総務省資料
資料12　（県内他市）男女共同参画に関する条例の制定及び検討状況調査結果
不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上で配布資料の確認を終わります。

次にマイクの使用方法についてご説明いたします。
ご発言いただく際は、マイク前方にございます四角のボタンを押していただき、ランプが赤になっているかご確認のうえ、お話ください。
なお、終了されましたら、再度ボタンを押していただき、ランプが消えているかご確認いただきますようお願いいたします。
では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条に基づき会長の泉様にお願いいたします。
それでは泉会長お願いいたします。

〈泉会長〉
それでは、次第に沿って、会議を進めていきたいと思います。
まず議題(1)「第4次船橋市男女共同参画計画　令和7年度事業評価報告書及び概要版について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願いします。

〈事務局〉
事務局です。
第4次船橋市男女共同参画計画　令和7年度事業評価報告書及び概要版についてご説明いたします。

男女共同参画計画の実施にあたりましては、計画を効果的に推進するため、計画の進捗状況を点検・評価し進行管理を行うこととしております。

計画の進捗状況の点検･評価については、まず各事業担当課が年度ごとに自己評価を行い、内部組織である庁内連絡協議会における協議を経て当推進委員会に意見をいただくものとなっております。

まず、作成の流れをご説明いたします。
事前にお送りした資料1をご覧ください。事業評価報告書の作業スケジュールは本資料の流れで作業を行っております。

資料5をご覧ください。
各課が令和7年度実績の入力及び評価を行い、それをまとめ、冊子版の案にしたものになります。

1枚めくりますと目次があります。
まず、冊子の校正を説明します。

項目 1 の第 4 次船橋市男女共同参画計画の概要について、1 ページから 12 ページまで掲載しております。
項目 2 の第 4 次船橋市男女共同参画計画の評価について、13 ページから 15 ページに掲載しております。
項目 3 の個別事業評価シートは 16 ページから 45 ページに掲載しております。
46 ページ以降は参考資料を載せております。

では、令和 7 年度の評価結果についてご報告します。
14 ページの「(2) 評価結果」をご覧ください。
各事業の男女共同参画について配慮した項目についての集計データとなります。傾向としては、事業全体を通して、「男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くすことに配慮した」の項目が最も多く、次に「家族を構成する男女が家庭生活との両立ができるように配慮した」となっており、男女共同参画の推進に向けて、各事業担当課の多くが人権の尊重と家庭生活への配慮をして事業を実施していると考えられます。

また、事業の自己評価として、「効果があった」が 102 事業、「ほぼ効果があった」が 35 事業、「ある程度効果があった」が 44 事業、「あまり効果がなかった」事業が 4 事業、また、事業中止等により評価ができなかった事業が 1 事業という結果になりました。

つづいて、資料 6 をご覧ください。
委員から事前にいただいた質問について回答いたします。
まず、事業番号 96 番のファミリー・サポート・センター（育児）事業について、ご質問いただいております。こちらは地域子育て支援課から回答を得ております。
活動件数実績は 11、874 件、活動した協力会員数は 131 人。利用申請件数については、一度援助活動の調整が成立した会員同士が、直接相談の上で相互援助活動を行う仕組みであるため正確な件数は把握しておりません。
また、ご指摘のとおり、現在の「協力会員数」のみの目標設定では、実際の稼働状況を十分に捉えきれていない面があると認識しており、次期計画において、新たな指標として活動件数などのより具体的な数値が設定できるか検討を進めてまいります。

つづいて、事業番号 129 番の男性の生き方相談事業についてご質問いただいております。
令和 7 年度実績における相談者の年齢層は、記載のグラフのとおりです。多い順では 40 代の方の割合が 22.8%、30 代と 50 代が同じ割合で 14.1%、20 代と 60 代が同じ割合で 6.5%でした。
相談内容としては、「自分の生き方」と「仕事関係」が最も多く、「家庭の問題」、「人間関係」、「体と心の問題」、「生活上の問題」、「性同一性、性的指向」の順で多い結果でした。なお、分類できない内容のものは「その他」として集計しております。
男性の生き方相談が電話相談のみの理由については、男性の生き方相談事業においては、

名前や顔を知られずに、プライベートな悩み、例として、自分の生き方、仕事関係、家庭問題、人間関係、性の悩みなどの相談について、相談者が気軽に相談できる方法と考え、電話対応としております。

相談者の表情や様子を含めた深いカウンセリングや継続的なサポートが必要とカウンセラーが判断した場合や相談者が希望した場合においては、ステップアップとして面談相談が可能な他機関をご案内するようにしております。

委員からの事前質問への回答は以上です。

次に資料3をご覧ください。

第4次船橋市男女共同参画計画　令和7年度事業評価報告書の概要版（案）をご覧ください。

概要版とは事業評価報告書の要点だけをコンパクトにまとめたものとなっております。ページ数の多い事業評価報告書に比べて、市民が手に取りやすくしており、周知に活用するためのものです。

本日の会議では、3ページ目に掲載する事業を委員の皆様に選定していただきます。

資料7をご覧ください。

委員から事前に課題ごとに数点、選定していただいた結果をまとめたものになりますので、選定に活用していただければと思います。

事業評価報告書及び概要版についての説明は以上です。

事務局からの説明は以上です。

〈泉会長〉

ただいま事務局から議題（1）について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

そうしましたら資料の4、7、それから昨年の参考として資料3などがございますので、今年度の概要版に掲載する事業を皆様で選定したいと思います。

課題ⅠからⅣまで事前に出していただいておりまして、その取りまとめが資料7になっていますので、Ⅰの方からどの事業を選定すべきか、ということを皆様で話し合っていきたいと思います。

まず事前に出していただいたものですけど、事業番号の17および19のあたりが人数が多かったようですね。

17というのは女性の起業、再就職を支援するための講座等の開催、19は女性に限らないのかもしれないですけど、ワーク・ライフ・バランス推進のための企業雇用主向けの講座等の開催ということで、具体的には女性の起業支援実践講座、定員16名のところ16人参加なさったというようなところですね。

次に多いのが 5 番、12 番、15 番というところで、5 番は農業委員会への積極的な女性の参加ですね、12 が公民館での講座の開催、女性の社会参加に資するような講座こちらは、延べ 730 人参加ということですね。
15 番と 19 番というのは、ひょっとしたらこれ重なっているのかなっていう気がするんですけど、すいません事務局にちょっと質問なんですけど、この事業番号は違うけれども行った講座は同じものということでよろしいですかね。

〈事務局〉
事務局でございます。ご理解の通り、行っている事業としては女性起業支援実践講座になりまして、その一つの目的としては、ワーク・ライフ・バランスの推進のための企業雇用主向けの講座、もう一つの目的として、15 番男女雇用機会均等を図るための企業雇用主向けの講座等の開催ということになります。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
そうすると 15 と 19 っていうのは、もし載せるとしたら一緒でもいいのかなっていう感じですかね。
一応今のところそのような形で皆さん出していただいていますけど、何か補足だとか今年はこれを載せたらいいんじゃないかとかですね、ご提案などなどありましたら、ぜひご発言をお願いしたいんですけれどもいかがでしょうか？
石野委員お願いいたします。

〈石野委員〉
選ぶのに、目標の 90%とかなっているけど、定員数が何百とかいるわけじゃなく、16 とか少ない数のものを選ぶよりかは、もうちょっと規模が多いものを選んだ方がいいのかなと思います。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
何か具体的にありますか。これがいいんじゃないかとかっていうのは。
先ほど私の方で挙げた中では 12 番、ちょっと目標達成率は低いですけれども、結構な人数の方 730 人参加していただいて、これからもちょっと拡大していきたいっていうところなのかなっていう気もしますが。
他に何かございますか。
17 と 19 っていうのは選んでいただいた方多いんですけど似たような感じ。起業だとかかなっていう気もするので、この 17、19 のあたりを一つとして、あと例えばもう一つ、市民の皆さんに知っていただきたいものをあげてみるとかそういう形でもいいのかなと思いますが、いかがでしょうか？

お願いいたします。

〈藤井委員〉
逆にこれは事務局さん側というか、もっと言えば、事務局よりもさらに向こう側の主催されている課への質問ということになるんですけれども、目標人数が20人30人という講座については、おそらく会場のキャパの問題でその人数を設定されてらっしゃるのかなと思います。
それでリアル開催にすごくこだわりすぎるがゆえに、人数の目標が、その20、30人ぐらいになってらっしゃるのであって、私の素朴な疑問なんですけど、なぜオンラインとのハイブリッド開催にして、それで参加目標人数をもう少しちょっと上げないのかというところは、ちょっと私の側としては。
ここの選定番号について何か異議を申し上げるというわけではなくて、そこの部分に関しては何らかの機会にですね、その担当部課の方にお伝えいただきたいなという思いはございます。以上になります。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
その辺りそうですね例えばお伝えいただけるかどうかとか、あるいは次期の計画に向けて考えていくっていうのも一つかなというふうに思います。
ありがとうございます。
いかがでしょうか？
はい。橋本委員お願いいたします。

〈橋本委員〉
16番なんですけれども、去年も掲載があったというふうには書いてあるんですけれども、去年度は面接率が99.9%だったんですね。それが今年は100%になっているというところ、去年度は本当に1人面談が出来なかったっていうところではあるんですけども、この1人を取りこぼさなくなったっていうことは、とても重要なことのように感じられるので、この16番を載せるっていうところにも意義があるような気がします。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
そうですね、先ほど石野委員からも人数の多い事業の周知だとか啓発のことを入れてもいいんじゃないかっていうお話があって、それにも合致するのかなというふうに思いますので、起業のセミナーのあたりと、それから今言っていただいた16番あたりを候補にするっていうことでもいいのかなと思うんですが、ただ何かちょっと私気になっているのが、前回、要するにこの令和7年度とほぼほぼ同じような内容になってしまいますけれども、引き続きこの辺りを掲載して、皆さんに知っていただくっていう感じでもよろしいですかね。

課題Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとありますので全部重なっているとあれかなとは思うんですけど、一旦課題Ⅰについては 17、19 のあたり、15 も一緒になるのかなと思うんですけど、こういった女性のための起業のセミナーのこと。それから母子健康手帳だとか、そういった交付の際の面談率が 100%になりましたよという、この二つとりあえず候補として挙げさせていただこうかなと思います。

一旦じゃあ課題のⅡの方移りたいと思います。

一緒に見ていただければなと思うんですが、課題のⅡは安全安心な暮らしの実現というところで、候補として出していただいたのが 54、59 のあたりが人数が多かったですね。

例えば 54 といいますのは多言語での情報提供、相談体制の充実、59 はですね、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催、どちらも非常にニーズもあり大事なところかなと思います。

それから、他に挙がっているものとしては 32、34、35 の就労支援のあたりですかね。32 というのは女性の起業再就職の支援ということで、ちょっとこれが課題Ⅰと重なってくるのかなという気がしますので、34、35 の辺りちょっと見ていただくと 34 は学習支援ですね。去年もこれ知っていただく必要があるだろうということで令和 7 年度の実績としても載せていたところです。

それから 35 の方はやはり生活困窮者の方の自立支援の一環として就業の準備ということですね。

例年大事だなって思うところは何か重なっているような気もしますね。生活困窮者の自立支援、それから多言語での情報提供というのは去年も出ているところなんですけれども、この辺り踏まえて、ぜひご意見いただければなと思いますが、いかがでしょうか？

石野委員お願いします。

〈石野委員〉

外国の人の対象にしたところはなんか、外国人よりまずは日本人をちゃんと何か優先に動いてほしいなと私は思うので、なんかあんまり外国人になんかサポートしすぎるのはなって思うので、それよりかは、もうちょっと仕事のサポートとか、そういったところのを選んだ方がいいのかなって思いました。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

そうですね。去年出ているところということもあるので、完全に課題Ⅰ課題Ⅱときて全部去年と一緒というよりは、ちょっと別のも盛り込んでみたらいいのかなというふうに私も思っておりますが。

防災の観点とかはいかがですかね。去年と重なっていないというのと、それから近年、毎年そうかもしれないんですけれども、またちょっと大きな地震が頻発してたりっていうのもありますので。一旦防災について、一つちょっと候補としてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか？

防災は一つ入れましょうかね。
あともう一つ。どうしましょうかね 43、45 のあたり、43、44、45 のあたりは高齢者の方のサポート、生きがい作りですとかそういったところですかね。
課題Ⅲ、課題Ⅳで、課題Ⅳでは、包括のことなども出てくるようですけれども、どこかでその高齢者支援みたいなのも入れてもいいかなっていう気はしますが、どうでしょう。
藤井委員お願いします。

〈藤井委員〉
はい。これは若干申し上げにくいことなんですけど、高齢者の支援による男女共同参画の推進とは私はならないという立場でございまして、そのため高齢者さんの支援というのは、おそらく市役所の別の部署なり、別の委員会さんがより推進すべきことであるがゆえに、当委員会はですね、性質性格にあまり的確ではないという意見を申し上げたいと思います。

〈泉会長〉
ありがとうございます。確かに例えば課題Ⅳで、高齢者の方の基盤の整備、そうですね。載せるとしたらここかと思うんですけど、例えば何かの方でこれを載せたらどうかなっていうのは何かございますか。課題Ⅱのところで。

〈藤井委員〉
はい課題Ⅱの中で、私 1 人しか載せた方がいいという話を挙げなかったんですけど、31 番の養育費の取り決め等の促進の周知啓発の支援。これは非常に私は重要だと思ったのですね。
今度、すいませんおそらく泉先生の方がよくご存知だと思うんですけど、共同親権のこととかも法改正でやってまいりますし、良くも悪くもですね、子供は親が離婚しても、両親が育てていくんだっていう、そういう世の中に法律上のバックアップとしてはなっていく。
ただそうは言っても、本人同士の意思は尊重する方がより優先だという、そういうたてつけに変わると思うんですね。
そういうのを含めて 31 番重要ではないかなと私は思うところなんですけれども、ただ、残念ながら事前アンケートでは、あの、私以外には挙げてないようだとか、残念でございました。以上です。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
確かに私もあんまりこの、市役所でこういった制度があるっていうのはあまり存じ上げていなくてですね、何か紹介するっていう意味ではいいのかなと思いつつも、なおかつ実績もすごくいいんですよね。
ただどこまでその該当者がいるかどうかみたいな感じももしかしたら必要かもしれないなとは思いつつ。ありがとうございます。
石野委員お願いします。

〈石野委員〉
私も藤井さんと同じような感じで、外国人のところは国際交流課が男女とかに入れずに、国際交流課の予算で動いた方がいいのかなって思うので、何か男女参画でやるのであれば、こういうひとり親の保障をしっかりできるようなものとかもいいかもしれない。それかやっぱり子供のところ。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
今出ているのが 50、31。それから、件数が多いものとしては、起業はいいですよね。もう課題Ⅰの方で言ってるので、起業はいらないかなと思うので、34、35。去年も出ているところですけども 34、35 の生活困窮者自立支援のあたりですかね。
意外と学習支援って結構対象者が広いのかな。ちょっと細かくはわからないんですけど、という印象もあって子供のお友達とか結構活用していたりする。一方で知らない方もいるのかなっていう気がするので、私は結構これ知ってもらったらすごくいいのかなって個人的には思ったりしています。
ただ去年も出ているので、59、31、34、35。防災はもういいですかね。防災はその辺はよろしいですかね。防災は入れていただくとして、だから 59 ちょっと丸しておいてもらえますか。
そうするとあともう一つ何を載せようかなっていうところなんですけど、出していただいたのは 31、それから皆さんから出していただいた中で多いのは 34、35 のあたり。
あとは、一応ちょっと人数多かったので入れておきましょうかね。43、45 の辺りは高齢者の。こっちの方がいいかな、45 高齢者対象での講座の開催は延べ 3 万 7800 人参加していただいたっていう感じですかね。43 虐待防止ですかね。その辺り、一応この三つぐらいの塊の中で事業選定したらよろしいのかなというふうに思いますが、他に何か候補にした方がいいものってありますか。
この三つの塊の中から皆さんで決めていただくっていう感じでいいですかね。31 は養育費の取り決め、34、35 は自立支援ですね生活困窮者の。43、45 は高齢者のあたり。
今まで事前に出していただいて尚且つ発言していただいたのは、一応この三つの柱ぐらいかなと思いますので、もうここはどうでしょう、多数決とかでもいいですかね。
番号若い順にいきますね。
31 養育費の取り決め、面会交流も含むのかな、を促進させるための周知啓発支援。はいありがとうございます。ちょっとまだ手挙げてください。8 名。はい。ありがとうございます。
34、35 は生活困窮者自立支援制度学習だとか就労準備ですね。これいかがでしょうか？2 名。
43、45、高齢者の支援だとかそういったところですね。2 名ですね。
では、大多数の方が手を挙げてくださいましたので養育費の取り決めだとか面会交流についての支援というところで。

ちょうど紹介してもらうっていう感じでもいいのかなというふうに思いますので、そのあたりどういうふうに書くかは事務局にお願いして、一応59と31ということで、課題Ⅱの選定といたしたいと思います。

次課題Ⅲですね。

これは配偶者等からの暴力の根絶に関する事業となります。

82が船橋市の要保護児童およびDV対策地域協議会における連携ということで、実は昨年もですね選定をしているところで、ここにもちょっと書いてあるんですけども、おそらくちょっと細かく覚えてないんですけど、児童相談所の開設ということもありまして、去年選んでいただいたのかなっていうふうに思います。

このあたりも大事なところなので今年も引き続きということでもいいですし、選んでいただいた方、4人と多いので、一応ちょっと候補としてまず後で選んでいただきますけれども、82番ですかね。

61番として挙げていただいているのは、これが暴力の加害者にも被害者にもならないような啓発活動を行うということで、ホームページ、情報誌、広報紙による周知ということですね。これ自体をちょっと周知したいよっていうところもあるのかなと思うんですが61、これも3名の方選んでいただいています。

それから68、71のあたりは、相談業務ですね。法律相談ですとか生活相談。この辺りが68、71ですね。

74、75が児童虐待の防止関係。

77ぐらいまで児童虐待の防止だとかDV被害者のあれですかね。保護だとかそういったことが74、75、77の辺りですね。

79はこれは自立支援のための情報収集情報提供ということで、何かその目標件数があるというわけではないんですけど、こういった連携が十分できたよっていうことなんですかね。

この辺りでしょうか。加えて、あるいはこれを推薦したことちょっと理由を述べたいです、みたいな方がいらっしゃったら、何でも構いませんご発言をお願いします。

去年はやっぱり似たようなというか、法律相談とか生活相談の充実をさせましたよとか、先ほど申し上げたDV被害者の自立支援関係の機関との連携というあたり、その二つが去年の選定事業だったんですけれども、どうしても暴力の根絶というところで、似たようなところになってしまうのかなとは思うんですがいかがでしょう。

ちょっと事務局に質問。私さっき申し上げておいてあれなんですけど、児童相談所の開設いつでしたかね、もしご存知でしたら。

〈事務局〉

事務局です。児童相談所については、令和8年の7月1日付で、南船橋に開設しております。

〈泉会長〉

結構ホットなトピックスですかね。

どうしましょう。何かちょっと私もこれ入れてもいいかなと思うんですけど、人数も多かったので、82 は一つ候補ということでよろしいですかね。
もう一つ選んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか？

〈文川委員〉
74 でいいんじゃないですか。

〈泉会長〉
74 児童虐待などですね。ありがとうございます。

〈文川委員〉
ちょうど今年、児童相談所は開設しましたので、そういうふうな関係で繋がるかなと思うんですけど。

〈泉会長〉
そうですね。ありがとうございます。
平山委員、どうぞお願いいたします。

〈平山委員〉
今のご意見があった後に、言いづらいんですけど、その前にお話しようと思ったのが、その他、もう一つっていうところは 77 番の緊急一時支援っていうところ。結局、一時保護っていうわけではなくて、実質 4 件緊急に一時支援を行って、DV 被害者の安全確保を図ることができたっていう現状が実際あるっていうことを踏まえると、そこまでやはり立ち入って船橋市って形で施策として取り組んでいる。
ただ守るじゃなくて、82 番の連携だけではなくて、実質動いているっていうところの 77 番はいいかなと思いました。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
これって 77 って二つ一応わかれているんですけど、一時保護と緊急一時支援ってどう違うんですかね。何かちょっと私あまり詳しくわかっていなくて、ご存知の方っていらっしゃいますか。
あるいは事務局ってご存知ですか。
なんか去年の実績を見ると、一時保護の保護所への入所が 4 件で、一時支援が 4 件って書いてあって、それとも何かこの支援の内容は性質上明かせないってことなんですかね。
ちょっと何か私も詳しく知りたいんですけど。

〈平山委員〉

私わからないなりの解釈があるんですけど、上が入所、下は他の支援で、隔離するっていうところじゃない、その違いなのかな。
場所があるっていうのが上で、その場所は確保しなくても支援で対応ができたっていうところが下と。

〈泉会長〉
なるほど。こういった制度が最悪あるよ、というようなところの周知啓発という感じですかね。
私もよくわからないので確かに何か知識として、皆さんにお知らせしていくっていうのはいいのかなというふうに思います。
先ほど言っていただいた児童虐待の件は、児童相談所の方と例えば一緒にするっていうのも一つですかね。
それとも今年は児童相談所だよ。児童相談所をとにかくお知らせしますよ、とか。
はい。石野委員お願いします。

〈石野委員〉
児童相談所ができたのはいいことだとは思うんですけど、なんか児童相談所ができたから故に、なんか
なんだろう、引き離されなくてもいい親子を引き離されちゃうみたいな事例も出てくるのかなと思うので、あんまり全て児童相談所推しにするのは私はあまり賛成ではないです。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
そうですね。そうしたら、さきほど文川委員が言っていただいたの何番でしたっけ。

〈文川委員〉
74 です。
さっきの支援とか。77 番も全部入っちゃいますよね。

〈泉会長〉
そうですね。そしたら今出ている柱でいうと、61 これ多分ホームページで何かとかそういったことで啓発しますよっていうのと、それから児童虐待に関する 74、75、77 のあたりから全部ひっくるめてですね。
だからどちらか。61 あまり話題に出てなかったんですけど、一応ちょっと皆さんにご意見聞いて、74、75、77 のあたりにするか、ホームページの方での周知啓発、広報誌とかも含みますけど、どちらかっていう感じかな。今のご意見だと、と思うんですが、それでちょっと一応皆さん挙手していただいてもいいですか。
61 ホームページ情報誌広報紙などによる周知をしていますよっていうのをいかがでしょ

うか。3名ですね。はい。
74、75、77 は児童虐待だとかそういったこと一時保護そのあたりのところいかがでしょうか？はい。8名ですかね。はい。大丈夫です。
そしたら82と70、75、77辺りちょっとまとめていただいてというところで一旦候補としたいと思います。
そうしましたら課題Ⅳですね。こちらは男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備ということで。
こちら上位のものからちょっと見ていきますと、89 これはスクールカウンセラーの配置ですね。目標は回って 90%近い学校で、肯定的評価を受けていますよというのがはっきりですね。
それから126、事業番号126が地域包括支援センターの周知ですね。これは去年も同じような感じで事業選定しています。
それから次に選んでいただいた100一時預かりだとか休日保育事業ですね。ちょっと細かく100からちょっとわかれていますけれども、概ね実績としては全部足すと目標に達しているかなぐらいの感じですかね。
一時預かりについては国でも多分方向性として進めているところだと思いますので、この辺りですかね。
それから109というのが子育て支援センター児童ホーム、こちらも目標を大きく上回って利用者さんがいるっていう感じですかね。
子供が少ない中でこういったところで交流ができるといいんじゃないかなっていうところでしょうか。
119施設等への短期入所、これは障害福祉課というのは高齢者だとか、高齢者を含むものなのかな、これは障害者の方ですかね。こちらも大きく、実績目標を上回っているというところですね。
去年が放課後ルームと地域包括支援センターについて事業として選定したというところです。
この辺り踏まえて、これをしたいんだとか何かご意見などなどございましたらぜひ発言をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。石野委員お願いします。

〈石野委員〉
今放課後ルームと船っ子教室が同じ課になって結構動き始めているので、なんかそこ、動き始めているところはもう今流れてきているから、なんか保育園のところを入れてもらった方がいいのかなと思いました。
106とか、何かその辺。100番とかその辺りの。

〈泉会長〉
ありがとうございます。

実態として一時保育とか、一時預かりとかってどれぐらい利用できるのかなっていうのは、結構皆さん気になるところかなという気もするので、そういった意味でご紹介いいのかなと思います。その他いかがでしょうか？

人数が多いということもありますし去年選んでないというところからも、スクールカウンセラーについてはここで選定をして、ご紹介っていうのもいいのかなと思いますが。

仕組みとしては皆さんご存知の方多いとは思うんですけど、ちょっと使ってみようとか、ちょっと相談してみようみたいなところのきっかけになればいいかなと思いますので。

包括の方はどうですかね3人の方入れていただいていますけれども。去年ご紹介してはいるんですね。何か新たなトピックとかあるんですかね。去年だとサブセンター新設したみたいなのがあったようですけど。

〈藤井委員〉

よろしいですか。

先ほど石野委員が、やはり利用している人数が大きいものというのには、やはりよりトピックとして取り上げるというお話がございましたけど、その点でいうとですね、やっぱり100については、それこそ実際の実績が1万5000人とかですね、18万2000人とか利用人数が非常に、延べではありますけれども、非常に多くの方にご利用いただいてますので、そういう点では、目標人数を上回って下回ってそれぞれございますけれども、一時預かり事業というのは、やはり国も今推進している事業でもありますので、そこはぜひ載せるのがよろしいのではないかなと私なりに思うところであります。

〈泉会長〉

ありがとうございます。100のあたりがいいんじゃないかってことですね。ありがとうございます。

他に、はいお願いいたします。

〈平山委員〉

障害がある人がいるご家庭での短期入所、結局家族だったり支援者への支援という面では、共同の社会実現にも入るんじゃないかなと思いました。

Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの中で、障害っていうところは今まで、去年も入っていませんし、今年度も今のところ見えてない状況がある。でも、船橋市の事業としては障害福祉課さんが、この選定のシートに載せてきているっていうことが、概要に一つ載せてもいいのではないかなと思います。

支援者家族が支援を受けることによって、男女共同参画社会の実現にも近づけると思いました。

〈泉会長〉

ありがとうございます。
確かに私もちょっと気になっているところがありまして、課題のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを通して、男女共同参画推進委員ということなんですけども、その少数者、こういったそのマイノリティの方々も取りこぼしていませんよと言いますか、要するに子供だけとかですね、女性だけとかじゃなくて、まんべんなくご紹介するっていうのは、確かに一つ視点としてあってもいいのかなと思うので、その辺りも踏まえて、決めていただければなと思うんですが。
最後に一応課題確認はしようかなというふうには思っています。
課題Ⅳについていかがでしょうか？
今のところ 89 がスクールカウンセラー、100 が保育、一時保育ですね。109 は子育て支援センターですね児童ホームとか、子供に関することで、119 が障害に関するものという形ですね。
ちょっとスクールカウンセラーというふうに申し上げたんですけど、ちょっと年齢は上ですけど子供に関すること、ひいては家庭に関することですけれども、なのかなっていう気もしますので、どうしましょうかね。この四つぐらいが皆さん挙げていただいたものかなと思うんですけど、ここから二つ選ぶっていう感じにしますか。
そうしたら、2 回上げていただくのがいいですかね。そうしましょうか？二つ決めていただいて、2 回手を挙げてください。ちょっと集計して、上から二つ選ぼうかなと思います。
では、89 スクールカウンセラーはいかがでしょうか？8 でお願いします。
次 100 ですね。100 は一時預かり、休日保育の事業です。はい挙手をお願いします。8 名。はい。下げていただいて大丈夫です。
109 は子育て支援センター児童ホームですね。こちらいかがでしょうか？挙手をお願いします。3 名ですね。はい。
次 119 障害者支援のところですね。いかがでしょうか？7 名。はい。下げていただいて大丈夫です。
ちょっと難しいですね。
どうしましょうか？100 と 89 カウンセラーは一緒にはちょっとできないかなっていうところですね。
でも障害者支援も 7 名、かなり競っていると。
どうしましょうかね。
ちょっと課題のⅠ、Ⅱ、Ⅲを見ていただいて、例えばお子さんに対する支援っていうのが結構載っているなっていう感じだったら、まず場合によってはその障害者支援と子供に関する支援の二つを用意してもいいかもしれないですし、ちょっと何にしたかっていうともう 1 回ちょっとおさらいだけさせてください。
課題のⅠですけど、女性向けの起業セミナーと妊婦面談でしたね。
Ⅱが防災ですね。男女共同参画の視点を踏まえた防災と、31 養育費のとか面会交流支援ですね。
82 児童相談所開設を踏まえた地域の連絡協議会などですね、70、75、77 は被害者の保護ですね。

ちょっと子供に関することが多すぎるってほどでもなさそう。
どうしましょうか？何かご意見もしあれば。はい。お願いします。

〈石野委員〉
保育と、あとその障害者の預かるっていったらどっちも預かってもらうっていう観点は一緒だから、そこは抱き合わせは難しいですか。

〈泉会長〉
そうですね。確かに。

〈石野委員〉
何か預かってもらうから就労に、その障害者のお母さん、お父さんも就労に出られる。普通の健康な子は保育園やこども園で預かってもらう。
ひとくくりは難しい？

〈泉会長〉
そうですね、例えば何かまとめみたいのがいるじゃないですか、一部。
そうですねなんかどれも捨てがたいなっていう感じ。三つ入りますかね。どうだろちょっといかがでしょうか？

〈事務局〉
事務局です。スペースの制限があるので、三つでも可能ですけれども、ちょっと文字のサイズ感とか影響が出る可能性がありますけど可能ではあります。

〈泉会長〉
どれも何ていうか、細かい説明が必要っていうのは割とわかりやすいかな。一時保育は一時保育、スクールカウンセラーはそれはタイトルでわかる、障害者支援もありますよ。
せっかく皆さんね、挙げていただいたんでちょっと何とか詰めて三つ入れてもらいましょうか？
あと今回、さっき大体こんな感じですよってご紹介しましたけど、高齢者があんまりなかったかなっていう気はしますが、今年はいいですかね。こんなような感じで。
課題Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳについてはこの各事業ということで選定いたしました。ありがとうございました。
概要版の掲載の詳細については事務局に一任したいと思います。
議題（1）の議事については以上で終わります。
次に、議題（2）第5次船橋市男女共同参画計画について事務局からご説明があります。
よろしくお願いいたします。

〈事務局〉
資料 8 をご覧ください。
3 月 13 日に開催しました第 6 回推進委員会で、令和 9 年 3 月に策定を予定している第 5 次船橋市男女共同参画計画について、事務局で検討し、庁内連絡協議協議会にも意見を聴いた体系案及び予定事業一覧をお示しし、本推進委員の皆様からそれに対するご意見をいただきました。
委員の皆様からは 8 件のご意見をいただきました。誠にありがとうございました。
この資料は、いただいたご意見に対する事務局の考え方を示したものになります。
委員からのご意見では、1 番では、子どもへの人権教育に関するご意見、2 番では、自営業の方への育児支援に関するご意見、3 番では、小規模事業所への「男女平等意識」の啓発へのご意見、4 番では、男性の育児参加に関するご意見、5 番では、雇用の場での男女共同参画意識に関するご意見、6 番では、第 5 次計画目標案に対するご意見、7 番では、公共施設等における女性トイレの行列に関するご意見、8 番では、放課後ルーム事業の指標に関するご意見でした。
このように、幅広い視点や専門的な視点から様々なご意見をいただきました。
この場で一つ一つのご意見に対する事務局の考え方のご説明は、時間の都合上割愛させていただきますが、事務局としては、いただいたご意見について、可能な限り計画及び事業に反映するよう努めたいと考えております。詳細の中身については、お手数ですが、各自ご確認をお願いいたします。

資料 9 をご覧ください。
本日は、事務局で検討し、関係所属長で組織する船橋市男女共同参画庁内連絡協議会や市の庁内すべての課に内容確認依頼を行い、意見をもらったうえで作成いたしました第 5 次船橋市男女共同参画計画素案をお示しいたします。
つきましては、委員の皆様から本素案に対するご意見をいただきたいと考えています。
では、素案についてご説明いたします。
ページを 2 枚めくっていただき、目次をご覧ください。
まず計画の構成でございます。
ローマ数字のⅠ．計画の基本的な考え方として、「1 計画策定の趣旨」、「2 計画の性格」、「3 計画の期間」、「4 計画の基本理念」、「5 船橋市の現状」を、次にⅡ．基本計画として「施策の体系」、「課題」と「方針」なっております。次に、Ⅲ．計画の総合的・効果的な推進として、「1 計画の推進体制」、「2 計画の進行管理」「3 指標一覧」となり、最後に用語解説と、参考資料として関係法令を掲載する予定でございます。

計画の基本的な考え方について説明いたしますので、1 枚めくってください。こちらからページ番号を振ってありますので、ページ番号で進めさせていただきます。
2 ページをご覧ください。
まず「1　計画策定の趣旨」ですが、まず、近年の日本の状況としては、国際情勢に目を

向けると、国連では持続可能な開発目標、ＳＤＧｓの 17 のゴールを掲げて、ゴール 5 では令和 12 年までにジェンダー平等の実現を目指していますが、世界経済フォーラムが令和 7 年に公表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は 148 か国中 118 位となっています。
国では本年 3 月に閣議決定した第 6 次男女共同参画基本計画では、男女共同参画や女性活躍に係る取組を推進することが、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せを実現する社会の形成に資するとし、施策を強力に推進するための体制の機能の充実・強化を図るとともに、政府が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等及びジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく、ジェンダー主流化を進めることとしています。

千葉県においては、本年 3 月に策定した第 6 次千葉県男女共同参画計画で「男女のいずれもが、互いの個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、ともに活躍できる社会」を目標としております。

以上が国・県の状況でして、本市の状況については、令和 7 年度に実施した男女共同参画市民アンケートで、固定的な性別役割分担に否定的な意見が増加するなど、市民の意識の変化は進んでいることが分かった一方で、社会のさまざまな場面で依然として男女平等と感じる人の割合が少ないことや、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状など、解決すべき課題も残されています。

これは、アンケート結果で、「男は仕事、女は家庭」という考え方にそう思わない人、どちらかといえばそう思わないを含む人の割合が、令和 2 年度は 70.6%でしたが、令和 7 年度は 72.9%になったこと。また、社会全体で男女平等と感じる人の割合が、令和 2 年度は 18.7%でしたが、令和 7 年度は 22.0%になったことが挙げられます。
また、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要となっています。加えて、性別による役割分担に基づく不安定な就労状況や経済的困難のほか、孤独、孤立など女性が抱える困難な問題は複雑化、多様化しています。
本市ではこうした状況を踏まえ、依然として残る固定的性別役割分担意識の解消や、仕事と生活の調和の推進、配偶者等からの暴力の防止、困難な問題を抱える女性への支援等に、継続して取組を進めていく必要があるとの認識から、基本的には現行計画を踏襲しつつ、国や県の計画を参考に第 5 次船橋市男女共同参画計画を策定しております。

3 ページをご覧ください。

「2　計画の性格」ですが、本市の計画は、男女共同参画基本法において策定が努力義務とされている市町村男女共同参画計画であり、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画、ＤＶ防止法に基づく市町村基本計画としても位置付けしており、さらに第 5 次計画からは新たに困難女性支援法に基づく市町村基本計画としても位置付けしています。
4 ページです。

「3　計画の期間」は、現行計画が令和 8 年度で終了することから令和 9 年度から 13 年度までの 5 年間としています。計画期間の中で、毎年度進捗確認を行い、事業評価報告書を発行します。

5 ページです。

「4　計画の基本理念」は、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づき（1）男女の人権の尊重、（2）社会における制度又は慣行についての配慮、（3）政策立案、方針決定の場への男女共同参画、（4）家庭生活と社会生活の両立、（5）国際的協調の5つとしました。

6ページをご覧ください。「5　船橋市の現状」については、船橋市の現状を示すグラフを6ページから9ページにかけて掲載する予定です。

10ページをご覧ください。

続きまして「Ⅱ　基本計画」を説明いたします。

「施策の体系」を見開きで載せていますが、一番上に「目標」、そして左から「課題」「方針」「方策」「方策の方向性」で示しております。

各課題に対して、目指す方向を示した「方針」、何にどのように取り組むのかを示した「方策」と「方策の方向性」となっております。

なお、女性活躍推進法やＤＶ防止法、困難女性支援法に基づく市町村計画に位置付けている方針には星マークやダイヤマークで印をつけています。

課題としては、大きく5点「Ⅰ　あらゆる分野・ステージにおける男女共同参画の推進」「Ⅱ 働く場における女性活躍の推進」「Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅳ 配偶者等からの暴力の根絶」「Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、そして「計画の総合的・効果的な推進」を挙げております。課題「Ⅱ 働く場における女性活躍の推進」については、本委員会の委員からのご意見をいただき、千葉県同様、船橋市でも女性の就業率が男性の比べて低い結果を考慮し、5次計画から新たに課題として定めたものになります。

この「施策の体系」に沿って、14ページ以降は課題・方針・方策の詳しい内容について、各課題に関連するアンケート結果やグラフデータを交えながら記載しています。例えば、14ページでは課題の説明とグラフ、15ページでは方針の説明とグラフ、16ページでは方策の説明と方策の方向性を記載し、更に、前回ご覧いただいた該当予定事業一覧を基に各課の事業を記載しております。このような形で、課題ごとに掲載しております。

では、定めた課題ごとに簡単に説明します。

14ページをご覧ください。

課題Ⅰ　あらゆる分野・ステージにおける男女共同参画の推進では、男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、お互いに責任を担うとともに、政策・方針決定過程に参画し、多様な意見を公平・公正に反映させ、均等に利益を享受できなければなりません。

15ページをご覧ください。

方針 1　政策・方針決定過程における男女共同参画の促進として、市職員の管理監督職、課長補佐級以上に占める女性の割合、本市における審議会等の女性の参画、多様な住民が地域活動へ参画し、性別に関係なく地域活動や社会活動に参画できる環境づくりや支援のため、16から17ページのとおり、方策①　政治・行政分野における女性の参画拡大で、具体的事業として、市職場における管理監督職への女性の積極的登用や、市が設置する審議会等への積極的な女性委員の参画の促進など、また、方策②　地域における女性の参画拡大で具体的事業として、新たに公共施設のトイレ等への生理用品の設置や、女性用トイレ行列解消の取

組、これは、まずはイベント時等におけるトイレ数への配慮等を周知啓発する取り組みです。これら取り組みするものとし、各事業を定めております。

18 ページをご覧ください。

方針 2　育児・介護の支援基盤の整備として、性別にかかわらず育児や介護をしながらも、自らの希望する生き方を実現できる環境や支援体制の整備のため、21 ページから 23 ページのとおり、方策③　育児支援の充実で子育てに関する相談業務・情報提供の充実を図る取り組みや、多様なニーズに対応した保育等サービスの充実、子育てに関する学習機会を提供などに取り組み、方策④　介護支援の充実で、介護者の負担を軽減のための取り組みするものとし、各事業を定めております。

24 ページをご覧ください。

課題Ⅱ　働く場における女性活躍の推進では、女性の労働力率が 20 歳代後半から 30 歳代にかけて低下する状況であること、これは女性の出産・育児を理由とした離職が主な原因と考えられます。また、女性の正規雇用比率が男性に比べて低いこと、男女間の所定内給与格差があること、家庭内の家事・育児・介護等が「主に妻」が多いことなどがあります。誰もが働きやすく活躍できる職場づくり、仕事と家事・育児・介護等との両立支援や多様な働き方の推進、男性の家事・育児・介護等への参画の推進を行うことが必要です。

29 ページをご覧ください。

方針 3　働く場における女性への活躍支援として、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、職場における男女共同参画の実現のため、31 ページのとおり、方策⑤　企業における女性の参画拡大で、企業に対し、女性の活躍推進に関する情報提供と、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する周知や、方策⑥　女性の就業・復職・起業への支援で、就業や起業を望む女性がそれぞれの希望に沿った働き方ができるよう学習機会の充実や制度の周知に取り組みするものとし、各事業を定めております。

32 ページをご覧ください。

方針 4　誰もが働きやすい職場環境づくりとして、性別にかかわらず、仕事と家庭の二者択一を迫られることなくその能力を十分に発揮するとともに、正当な評価と報酬を得られる社会の実現に向け、雇用の場等における機会や賃金の男女格差の解消を目指す、また、働き方に対する意識変革と合わせて男性の家庭参画を促し、男性中心型労働慣行の是正とワーク・ライフ・バランスの実現に向け、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるため、さらに、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、職場における男女共同参画の実現のため、34 ページから 35 ページのとおり、方策⑦　多様で柔軟な働き方を可能にするための支援と制度の周知として、多様で柔軟な働き方や各種法令・制度の周知を図り、学習機会を提供や、方策⑧　仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの推進として、市民等への積極的な意識啓発や学習の機会を提供、また、男性の子育てや介護への参画を推進、方策⑨　ハラスメントが行われない職場づくりの促進として、各種ハラスメント防止のための啓発に取り組みするものとし、各事業を定めております。

36ページをご覧ください。

課題Ⅲ　安全・安心な暮らしの実現では、男女共同参画社会の実現には、誰もがその人権を尊重され、様々な社会的特性をもつ方々が安心して暮らせる社会であることが重要で、困難な問題を抱える女性、ひとり親家庭、性的少数者など、誰もが安全に、安心して暮らすことができるようにする必要があります。困難を抱える人々の実情に応じた適切な相談支援や就労支援、理解の普及等に取り組むとともに、災害時における多様な人々への配慮を踏まえた地域防災力等に取り組むことが必要です。

39ページをご覧ください。

方針5　困難な問題を抱える女性への支援です。困難女性支援法が施行され新たに定めた方針になります。多様化、複雑化、複合化した困難な問題を抱える女性に対し、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することに加え、行政・民間団体を通した多機関における連携・協働を通じて、早期かつ切れ目ない支援を行うため、40ページのとおり、方策⑩　困難な問題を抱える女性への相談・支援の充実に取り組みするものとし、女性相談や困難な問題を抱える女性の一時保護などの各事業を定めております。

41ページをご覧ください。

方針6　誰もが安心して暮らせる環境の整備として、ひとり親家庭の親子や若年無業者等が社会的・経済的に安心して生活できるよう自立のための支援を行うとともに、それぞれの状況に応じた就労等の支援、性的少数者が差別されることないよう、性の多様性に関する理解促進、高齢者、障害者、外国人が社会の一員として安心して暮らせるよう支援や防災の現場に女性の参画拡大を行うため、44ページから47ページのとおり、方策⑪　生活上の困難に直面する女性等への支援として、ひとり親家庭等に対して、相談業務の充実や自立のための支援、若年無業者等が経済的に自立することができるように相談業務の充実や就労・学習支援や、困難を抱える人への相談業務の充実や多様な主体間の連携による支援に取り組み、方策⑫　性の多様性に関する理解の促進と支援として、性的少数者への理解の促進や、性的少数者への支援に取り組み、方策⑬　高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備として、高齢者、障害者、外国人が差別されることなく地域で安心して暮らせるよう支援に取り組み、方策⑭　男女共同参画の視点に立った防災体制の確立として、災害時に男女共同参画の視点に立った避難所運営等ができるよう、平常時からの取組や、防災の現場における女性の参画拡大に取り組みするものとし、各事業を定めております。

48ページをご覧ください。

課題Ⅳ　配偶者等からの暴力の根絶では、本市におけるＤＶ相談件数は、令和 7 年度は600件を超えています。また、市民アンケートでは、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が全体で7.5%となっており、被害者は女性も男性もおります。また、暴力を受けたことがある人のうち、14.5%は相談しようと思ったができなかった、59.0%は相談しようと思わなかった状況となっています。配偶者等からの暴力の早期発見、早期対応のため、ＤＶ防止に向けた意識啓発を進めるとともに相談窓口の充実を図り、切れ目のない支援が必要です。

51ページをご覧ください。

方針７　暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、ＤＶ被害の潜在化の防止と問題の早期解決のため、ＤＶ被害者が相談しやすいよう、相談機関の周知及び相談・支援体制の充実を行うため、52 ページから 53 ページのとおり、方策⑮　暴力根絶のための予防啓発・教育として、暴力の加害者にも被害者にもならないよう、啓発活動を行うとともに、学習機会の提供や、暴力がないまちづくりを進めることに取り組み、方策⑯　暴力に関する相談・支援体制の充実として、性犯罪や性暴力被害者のための相談・支援情報を周知や、各種相談窓口実施及び周知、児童虐待防止に係る取り組みをするものとし、各事業を定めております。

54 ページをご覧ください。

方針８　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進として、ＤＶ被害者とその同伴する家族の安全を第一に考え、被害者が安全で平穏な生活を送れるよう関係機関と連携し、被害者の置かれた状況及び実情に応じた支援や情報提供を行うため、55 ページのとおり、方策⑰　暴力の被害者の安全確保と自立支援として、被害者の一時保護や、民間支援団体との連携に取り組みするものとし、各事業を定めております。

56 ページをご覧ください。

課題Ⅴ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備では、昨年度の市民アンケートで、社会全体における男女平等について聞いたところ、全体で「平等になっている」と答えた人は 22.0％で、「男性が優遇されている」と答えた人は 67.5％でした。また、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、全体で「そう思わない」と答えた人は 72.9％でした。人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスを解消し、あらゆる分野で男女平等の意識が高まるよう、すべての世代において男女共同参画の理念や考え方を正しく理解し、適切に行動することができるよう、教育と学習の機会の充実を図る必要があります。

58 ページをご覧ください。

方針９　男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進では、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスについて、市民一人ひとりの意識に働きかけ、男女共同参画の考え方を根付かせるために、性別や年代を問わず、すべての市民に対して、様々な機会を通じた広報・啓発活動や相談業務の実施や、庁内に対して意識改革を行うため、58 ページから 59 ページのとおり、方策⑱　固定的性別役割分担意識の解消促進、これは今回の計画から新規で定めた方策となりますが、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み解消のための啓発や、方策⑲　男女共同参画推進のための啓発・相談として、各種相談業務の充実や広報・啓発活動に取り組みするものとし、各事業を定めております。

60 ページをご覧ください。

方針 10　男女共同参画に関する教育等の推進として、男女共同参画社会の形成は、女性だけではなく、男性にとっても、より暮らしやすくなるものであることや、性別にかかわりなく個性や能力を発揮することへの理解が深まるよう、社会教育・学校教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習機会の提供を推進するため、60 ページのとおり、方策⑳　男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実として、教育の場における男女共同参画

推進のための意識の醸成を図ることの取り組みするものとし、各事業を定めております。
続きまして62ページをご覧ください。
「Ⅲ．計画の総合的・効果的な推進」は、計画の推進体制と進行管理、指標一覧について記載しております。
推進体制としては、(1) 船橋市男女共同参画推進委員会の運営、(2) 船橋市男女共同参画庁内連絡協議会の運営、(3) 男女共同参画センターの運営、(4) 国等との連携、(5) 市民、団体等との協働にて計画を進めていきます。
進行管理としては、毎年度、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会において、事業の個別評価について全庁的な情報の共有と連携を進めます。また、船橋市男女共同参画推進委員会においても、計画全体の進捗状況を確認していただきます。これらの進行管理を行い、毎年度、事業評価報告書を作成し公表します。
64ページをご覧ください。
こちらは、5次計画の進捗状況を測るための課題ごとの指標と令和7年度の目標値を記載したものです。
指標①市職場における管理監督職、課長補佐級以上への女性職員の登用率では、現状値の25.0%から数値を少しずつですが上げていき、28.0%を目指します。なお、目標値は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に合わせるものとします。
指標②市の審議会等の女性委員の割合について、現状値は 29.8%です。国の示す目標値が40%以上60%未満であることを踏まえて目標値は40%としました。
指標③保育所等の待機児童数では、待機児童0人を目指すものとします。
指標④職場における男女の地位の平等感では、現状値の31.9%に比べて40.0%を目指します。
指標⑤ワーク・ライフ・バランスの周知度では、現状値の76.8%に対し85.0%を目指します。
指標⑥市職場における男性職員の育児休業取得率では、現状値は 1 週間以上取得率で95.5%ですが、新たに目標として、2週間以上取得率で85.0%を目指します。なお、目標値は女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に合わせるものとします。
指標⑦性的少数者の周知度では、現状値は79.2%ですが、90.0%を目指します。
指標⑧性的少数者への差別や偏見の有無、性的少数者が社会的な差別や偏見を受けていると思う人の割合では、現状値は40.1%ですが、30.0%を目指します。
指標⑨ＤＶとなりうる行為の周知度では、現状値はすべて行為とも 90%以上ですが、100.0%を目指します。
指標⑩ＤＶに関する相談窓口の周知度では、現状値は 66.8%ですが、75.0%を目指します。
指標⑪社会全体における男女の地位の平等感では、現状値は 22.0%ですが、30.0%を目指します。
指標⑫「男は仕事、女は家庭」という考え方については、そう思わない人の割合、現状値は72.9%ですが、75.0%を目指します。

これらの各目標値は、理想の値よりは低いと目標値となっているものもありますが、現状の値や各事業の状況を考慮して、第5次計画の期間内で達成可能と思われる数値を定めております。
続きまして、67ページから72ページにかけては、本計画内で記載された用語の解説になります。
73 ページ以降は参考資料として、計画に関係する要綱として、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱や、船橋市男女共同参画庁内連絡協議会設置要綱、関係法律として、男女共同参画社会基本法などを掲載しております。
以上、第5次計画素案についてご説明させていただきました。

資料10をご覧ください。
この素案について、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。質問あり・なしに関わらず、「素案に関する意見書」にて、8 月 9 日までに事務局あてにご提出をお願いいたします。
提出は本用紙に記入いただき直接持参やFAXによる提出、あるいは、本用紙を使用せずにメールで本文に記載し送付いただいても構いません。
委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、今後、素案の見直し等を行い、次回の10月の会議で計画修正案として作成・お示ししたいと考えております。また、その後、12月からパブリックコメントを実施する予定でございます。
説明は以上になります。

〈泉会長〉
ただいま事務局から議題（2）について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。
木下委員お願いいたします。

〈木下委員〉
確認なんですけど、説明いただいたかもしれないんですけども去年の事業番号に比べると、今年の事業番号が増えています。
それは12ページにある基本計画の課題方針等が増えたので、それに伴って160という事業になるようなたくさんの事業推進になりました。こういう理解でよろしいでしょうか？

〈泉会長〉
はい。事務局お願いいたします。

〈事務局〉
ありがとうございます。はい。ご理解の通りでもありますし、今回の計画からは新たな法令の困難女性支援法に基づく取り組みとしての計画の位置づけもありまして、そこの取り組

みを含めたということで、事業が増えているという要因もあります。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。
　はい。石野委員お願いします。

〈石野委員〉
　予算のことについて質問しても大丈夫ですか。

〈泉会長〉
　はい、お願いします。

〈石野委員〉
　男女共同参画での予算が 1100 万円と伺っていて、その促進予算ってところが、性的少数者の啓発に 520 万ぐらい取られているんですけど、その LGBT とか LGBTQ にそんなに予算がとられるものなんですか。

〈泉会長〉
　どの辺り資料を拝見すればよろしいですか今のご質問は。

〈石野委員〉
　数字に関してはちょっと別で、ここにいない人に見せてもらったんですけど、ただ今資料見ていて、LGBT とか LGBTQ に関するものが結構少なかったのに予算が半分とか取られてるので、何でなのかなって。もっと女性とかの支援に予算使ったりとか、子育て支援に予算を使うとかっていうふうにした方がいいのかなと思ったんですけど。

〈泉会長〉
　なるほど。わかりました。ちょっと今お答えしていただけるのかわからないのと、この計画とのちょっと関係性っていうのもあるのかなと思いますので、事務局の方で今わかる限りで何かお答えいただくことって可能ですか。
　そもそもその計画と関係するのかないのかもちょっと私もよくわからないんですが。
　はいお願いします。

〈事務局〉
　事務局です。ありがとうございます。総予算が 1100 万程度ということでそこは間違いないんですけれども、520 万円が性的少数者に関する取り組みというところはですね、もしかしたらちょっと認識が違うのかなと思っています。
　実際にいくらですっていうのが、ごめんなさい、手元に資料がないので、すぐ出ないんで

すけれども、520 万円ではなくてですね。
性的少数者への取り組みについては、各種リーフレットによる周知であったり、性的少数者自身への取り組みとして、性的少数者交流会事業であったりというところを進めてはいるんですけれども。

〈石野委員〉
急ぎのものじゃないので後で教えてもらえれば大丈夫です。

〈事務局〉
概算 100 万円ぐらいかと思います。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
計画に関して何かあればまた教えていただければと思います。次お願いいたします。

〈奥田委員〉
奥田です。
目指す姿ということで、性別に関わりなく個人として尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会というふうに変わったんですけれども、これどういう意図があってこういうふうに変わったんでしたっけ。
前回お話ありましたか？私ちょっと記憶にないので、またお聞きしたいかな。

〈泉会長〉
事務局お願いいたします。

〈事務局〉
事務局です。説明が不足しており申し訳ございません。資料番号としては、本日の資料で、資料の 8 番をご用意ください。
資料の 8 番において前回の体系案および事業一覧から、委員様からご意見いただいたことに対する事務局の考え方を示した資料で、こちらのナンバーで言うと 6 番、委員からもご意見いただきまして、市でも検討させていただいた結果、見直しを図ったということになります。

〈奥田委員〉
ありがとうございます。ただ、今回の第 5 次計画には、困難な問題を抱える女性のことが含まれているということなんですけれども、困難女性の目的基本理念で、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点を明確に規定するということになっているんですが、この目標ではそういうことがちょっとわかりにくいかなと思いました。

私は前の、人権が尊重され男女が平等である社会の方がいいかなと思っているんですね。それって公平な機会のもと、ていうことがちょっとよくわからないかなと思っています。
どういうことが公平な機会なのかっていうかな。ちょっとその辺がよくわからないなと思っております。

〈泉会長〉
ありがとうございます。補足ご説明などあればお願いいたします。

〈事務局〉
事務局です。
事務局としては前回も説明させていただいたんですけれども、今回の目標の設定としてはですね、男女共同参画が進みどのような船橋のまちを作っていきたいかというところを考えて新たな目指す姿を定めたところです。
公平という言葉について、まず、男女はもとより性別によらず全ての市民が誰もがお互いを認め合い支え合い人と人との繋がりを大切にして、公平な機会のもと、自分らしく個性や能力を生かして、第3次総合計画で定めるような、安心して生き生きと暮らすことのできるまち作りをしたいということで定めました。
平等という観点ももちろん大事かと思っていますが、全ての人に同じ対応を取るのではなくて、必要な人に必要な対応を取って、皆様で公平になるっていうような考えで、今のところ定めさせていただきました。

〈奥田委員〉
公平っていう言葉がちょっとよくわからないなと思っているんですけど、人権という言葉が消えてしまうのがちょっと残念。人権が尊重されるっていう言葉が消えてしまうのがちょっと残念だなと思っています。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
実は一つ前の文言だと個人として尊重というのが入っていなかったんですよね。そうするとその第 4 次計画の人権尊重って私も大事だと思っていて、ちょっと文言は違うんですけど、個人として尊重というのは要するに基本的人権の尊重ということなのかなと思いまして、そういう意味でこの個人として尊重されっていうのが追加されたのは、人権という人権尊重という意味で私は良くなったのかな。一つ前に比べるとですね。というふうには思っています。
あと公平な機会っていうのがちょっとわかりにくいのかなっていう気もしなくはないんですけど、機会の平等ということなのかなと。趣旨はちょっと事務局からご説明があった通りかなとは思っています。
あとどうしてもその男女平等ってすごく大事だとは思うんですけど、この何か世の中的に

あんまり男女みたいなのが、ちょっと男女の区分けだけではないだろうみたいな風潮もありまして、それもあって、その誰もが笑顔で暮らすことができる社会というふうに設定してくださったのかなと、私は個人的にそんなふうに解釈はしておりますが。いろんな意見が多分あると思いますのでぜひ、ここに書いて出していただいてもいいと思いますし、今ご質問、ご意見という形でいただいてもよろしいんじゃないかなと思います。
すいません私がベラベラ説明しました。藤井委員お願いします。

〈藤井委員〉
すいません現時点で多少見通せている範囲で全然構わないんですが、船橋市として 2031 年度までの計画ということで、この第 5 次の計画素案でございますが、約 5 年後に向けてですね、おそらくどこの自治体さんもそうだと思いますが、船橋市さんも市の職員さんの人手不足という課題が既にあり、より 5 年後は深刻化するであろうことは容易に想像できます。
それによって、この計画素案はですね、実行するハードルがよりそのことで上がってしまう、または計画の中にはですね、人手不足という予算ではなくむしろその人手不足の部分においてですね、断念せざるを得ない。そのようなシナリオが一部分に関してはあり得るのではないか、という危惧を私は持っております。
そういったときのですね、計画の修正であったりとか、または市のやるべき部分というのを縮小し、外部の民間の会社さんに部分委託をするとか、そういった様々な選択肢を今のうちからいろいろと考えておく必要があるのではないかというのは思っておりますが、船橋市さん側の方としてどのようなこと、現時点で考えてらっしゃる部分で構いませんので、教えていただけないかと思います。

〈泉会長〉
ありがとうございます。要するに人手不足とか少子化みたいなところも踏まえての計画なのかどうかっていうところですかね。

〈藤井委員〉
5 年後にはより少子高齢化のレベルが深刻化する中で、これだけ様々なことをやろうとすることに対しての推進する力が人手不足というのが足かせとなってですね、進めて行けなかったり、阻害要因というようになることが 4 年後 5 年後より深刻になるのではないかという意見を私は思っている。
それに対する対策、対応策は何も考えないよりは少しは考えておいた方がよろしいんではないかということです。今何も対応策考えてないっていうことであれば全然それで構いません。

〈泉会長〉
ちょっと私も付け加えて言うのであれば、待機児童みたいなことが書いてありましたけど、おそらく待機児童というよりは、どっちかというと保育園とか幼稚園が余ってその閉園だと

かそのときの子供たちはどうなるんだとか、そういう方が問題になってくるのかなとか、私もその後のことっていう意味で言うと、意見として書こうかなと思ったんですけど、そういうことはありますよね時代の変化ですよね。

〈事務局〉

この計画に直結する話ではないと思うんですけれども、確かにおっしゃる通り市民ニーズというのは複雑化して多様化していて確かに増えています。業務も増えておりまして、多岐に渡っております。

職員の数も、数的には 10 年ぐらい前ですかね一度組織的な見直しを行いまして職員定数を減らした経緯がございます。そういった中で職員の採用につきましても多く年と少ない年がありまして、おそらく今 20 代 30 代の方が市の職員の 6 割ぐらい、6 割以上いるという状況ですので、これからちょっと管理職が不足していくという状況も見込まれます。

そういった中での業務を多岐にわたりますので市民生活部というよりかは政策企画、企画部門が中心になって、市全体の取り組みなんですけどもやっぱり行政だけではできない仕事が多々ありますので、それこそ民間企業さんであるとか、外部の、それこそ地域の方々と連携をして、できる限り市が単独でやるのではなくって、お願いできるものは民間にお願いする、協働するものはやっていくということで、そういったふわっとした話で申し訳ないんですけれども、そういった取り組みは市の方で真剣に今考えているところでございます。

ちょっと答えにはなってないんですけども、はい、以上でございます。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

その他ご意見などはまた書いていただくとして、今ここで質問しておいた方がいいなというようなことはございますか。

よろしいですかね。そうしましたらちょっとボリュームあるんですけれども皆さんご検討いただきまして、ご意見期限内のご提出をお願いいたします。

以上で議題（2）の議事は終わりました。

次に議題（3）、ちょっと前回から引き続きなるんですけれども、男女共同参画に関する条例の検討について事務局からまずご説明があります。よろしくお願いいたします。

〈事務局〉

男女共同参画に関する条例の検討については、前回会議で各委員のご意見をいただき、議論をしていただきました。その際は、「様々な意見がある中で、今後、本委員会で議論を続ける」となっておりました。

今回会議では、引き続きご検討いただくための資料として 2 点ご用意させていただきました。

資料 11 をご覧ください。

1 点目は、そもそも、「条例」についての説明資料です。

前回の委員会で条例とはどう制定し、改正するにはどのような手続きが必要になるか等のお話がありました。皆様ご理解いただいている内容と思いますが確認させていただきます。

本資料は、総務省作成の資料です。

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて地方自治法第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。と地方自治法第14条第1項で定められております。

なお、第2条第2項の事務は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものとされております。

記載のとおり、条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定める。議会の議決が必要となるものです。

ページの下側、条例の制定手続についてです。

制定は首長または議員から議会に条例案を提出し、議会で審議のうえ議決されたのち、議会から首長に議決書が送付され、首長から市民に対し条例が公布されます。

改正や廃止の手続きも同様で、議会での審議のうえ議決される必要があります。

資料12をご覧ください。

資料2点目です。

千葉県内の男女共同参画に関する条例の制定及び検討状況を調査しましたので、その結果表でございます。

調査は本年4月に県内全市区町村を対象に実施し、条例の有無、施行日、制定に至った経緯、改正の有無、改正内容、改正に至った経緯、制定や改正に伴う事業やイベント、現在の条例の制定検討状況についてです。

結果を見ますと、条例を制定しているのは、9市で、千葉市、市川市、木更津市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、我孫子市、富津市です。うち、流山市は多様性を尊重する条例としております。

ピックアップしますと、施行日では、千葉市と佐倉市の平成15年が最も古く、木更津市と流山市の令和5年が新しい状況です。

一昔前は、制定する場合は男女共同参画を主眼を置いた条例が多かったですが、近年では令和6年1月に施行した千葉県や流山市のように、多様性を含む条例を制定する自治体があります。流山市は千葉県と近い時期での制定となっておりますが、流山市パートナーシップ宣誓制度導入を考慮し多様性条例を制定したところ、結果的に千葉県と近い時期に似た内容の条例制定となったとのことです。

制定の経緯では、千葉市では、市、市民、事業者が協働することにより、さらなる取組みを進める必要があることから、これらの取組みの法的拠りどころとなるもの、基本的な考え方や方針を示すものが必要であるとして制定、市川市は議員発議により制定、我孫子市では、市と市民及び事業者が協働して男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するために制定とのことでした。

改正については、千葉市、市川市、習志野市、我孫子市が行っていましたが、条例内の文言の表記を改めたり、審議会人数変更によるための改正等で、軽微な改正内容でした。

条例制定に伴う事業やイベントについては、講座や講演会の開催を実施したり、流山市に

おいては条例制定に伴い、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。
現在の条例の制定検討状況については、制定済みの市町村以外はすべて「検討していない」との結果でした。
千葉県の多様性尊重条例が令和６年に施行されており、これは県内全域が対象なので本市も含まれることとなります。よって、船橋市で条例制定する場合には、県と同じような条例ではなく、市独自の特色を出すこととなると思いますが、どういう特色を出すのかも検討が必要かと思います。
本日は、これら資料も参考にしていただきながら、本市での条例についての議論をしていただきたいと思います。
説明は以上になります。

〈泉会長〉
ありがとうございました。そうしましたら今事務局から説明がありましたが、まずその内容についてご質問などはございますか？
そうしましたら、前回に引き続き、本件について意見交換、議論をさせていただきたいと思うんですが、ちょっと事務局に確認ですけども今日お時間ってどの程度というふうに見ておけばよろしいですかね。

〈事務局〉
委員の皆様が大丈夫ならですけど、一部の委員においては４時半で帰る必要があると聞いております。

〈泉会長〉
わかりました。時間を区切るものでもないかもしれないんですが、だいぶ今日長くなっておりますので、そのぐらいを目途にちょっと意見交換ができればなというふうに思います。
全体としてこういうふうに思いますよっていうご意見でもいいですし、ちょっといくつか視点があった方がいいのかなと思うんですけど、まずはその船橋市でこういった条例を定める必要性というんですかね。前回も賛否両論出していただいたかなと思うんですけど、条例でこれを定めるということの必要性についてまずちょっとご意見をいただければなと思います。
作る作らないどちらにしても、もし作るとしたらその内容はどうしたらいいとかですね、そういったことをその次に伺えればなと。
あとは千葉県との関係をどういうふうに考えるかとかですね。
ちょっと順次お聞きできればなと思うんですが。
いかがでしょうか？まず何か必要性の有りや無しや、こう思いますよとかっていうのがあれば、ぜひお願いします。
今の事務局のご説明だとちょっとやっぱり条例って一度定めると、改正は難しいのかなっていうところが一つあるのと、あと、今私達が取り組んでいるやっぱり計画、5ヶ年計画が

あって、その場合は5年も結構長いですけど5年経ってまた次っていうふうに時代に応じてその課題に取り組んでいくことができるのかな。計画はそういうメリットがあると思います。
　条例はそうですね議会で制定されるものなので、より市民の方から選ばれた議員さんの方々が決めたことっていうことで、市民の意見は反映されるってこともあるかも知れない。どちらもメリットデメリットあるかなと思うんですけど。
　固まってないけれども、こういうふうに考えますとか、そういうのでも構いませんのでぜひお願いします。
　はい。お願いいたします。

〈平山委員〉
　私改めてこのアンケート報告書の冊子になったのを拝見したんですが、132ページ、男女共同参画社会を実現するために今後市が取り組むべきことは何でしょうっていうことを市民に問うたとき、条例の制定ってとても低いんですよ。
　一番高いのは何を求めているんですかというと、男女がともに仕事と家庭生活、地域生活を両立できるような支援策の充実っていうのを、56.9%、結構高いパーセンテージで希望している。一般市民が望んでいるものは、これだけ見ると、条例ではなくて、実践ある施策、事業を、っていうところなんだろうなっていうところが一つ。
　結論から言うと私の意見は作成しなくていいんじゃないかなっていう結論なんですけど。理由がこの一つと、もう一つは船橋市の場合は、他市は詳しくは調べてないですけど、こういう計画fプランっていうのがもう今回第5次計画立てますよね。
　そういうふうに計画をずっと続けて、ブラッシュアップしてきているっていうし、それも一つの特徴だと思います。何もやってないわけではなくて、5ヶ年計画、今後もその計画をいかにブラッシュアップするか、実効性あるものになるかっていうふうに力を今後注いでいくっていうのも一つの理由じゃないかな。
　条例整備となると、そこに労力とコストもかかりますよねっていうのも三つ目の理由です。以上です。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。まさにその市民アンケートですね。
　皆さん反対ではない、あってもいいんじゃないかって。でも優先順位低いのは本当にその通りだと思います。
　ちょっと私結構賛成だったんですけど、いろんなご意見聞きたいと思いますので、賛成の方も反対の方もぜひお願いします。はいお願いします。

〈奥田委員〉
　私は賛成なんですけれども、それというのも、本当にここに、計画の中では男女共同参画に関係する、その各課とか関わっていますけれども、全然そうじゃないところも条例ができた場合には、男女共同参画について考えて、それに則った、政策を作っていかなければいけ

ないと思うんですね。
　だからそういうことを考えると、その船橋市全庁が、男女共同参画について考えるとか、その人権について考える、教育の場も男女共同参画、人権について考えるということを不断にやっていただくというのがいいかなと思っております。

〈泉会長〉
　なるほど。ありがとうございます。条例のメリットということですよね。
　先ほど、順次お聞きするというふうに申し上げたんですけど、例えばこういう内容だったら賛成だなとか、こういう内容だったら何かあんまり意味ないんじゃないかとか。そういうのも含めていかがでしょう。

〈藤井委員〉
　はい私は平山委員とほぼほぼ同じ意見でございまして、条例制定を真っ向から不要であるというつもりは毛頭ないんですが、より労力や時間、そういうものまたはエネルギー、あと予算ですね。
　そういうものを注ぎ込むのであればですね、条例制定よりも、より優先すべきは、この計画をしっかりと実行していくこと。かつ実行した後の検証を明確にして、より次の計画に対してのフィードバックをしていくということにですね、よりエネルギーと時間と予算と、注ぎ込むべきであるというように、私が優先順位と重要度ということで考えれば、それがもう注力すべきはそこだと私は思います。以上になります。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。
　この計画充実させていきたいというのは皆さんも思うところだと思いますので。
　こうやって他市の条例の状況を見ていくと、何かこう、時代の流れを感じるといいますか、当初多分、男女共同参画社会基本法ですね、これが制定されて、その機運で男女平等条例みたいなのがいくつかの市でてきたと。
　そこからしばらく時間が 20 年ぐらい経って、令和の時代になるとこの多様性条例っていう。
　こう見ていくとちょっと条例の改正でやっぱり難しいんだなっていうのは、感じますよね。おそらくもしこれから条例を船橋市で作るとしたら、どうしても議員さんが最終的には決めることにはなると思うんですけど、多様性みたいなことにも触れていくことになるのかなと。男女の平等だけを考えるってわけにもいかない社会なのかなっていう気もします。
　はい。石野委員お願いします。

〈石野委員〉
　ちょっと全然私は法律とか詳しくなくてわかんないんですけど、この条例があることによって、何か計画とかがすごい動きづらくなるとかはないですか。

なんか今のメンバーが、何か意見言って決めて、それでもうちょっと何年後かにまた違う計画立てたいってなったときに、これいらない文言入ってるみたいなことにならないのかなって。

今の人たち、今やるのは別に同じ内容に沿っているから多分問題なくて、何年後かにそれが何か不都合が出てこないか。規約すぐ変えますとか、変えましたとかってできるんだったらいいんですけど。

〈泉会長〉

おそらくその理念的な条例になるので、何かその強行法規のような形にはならないかとは思うんですけど、でも心配されているのは多分その時代の流れで、そう簡単に変えられなくて、それが逆に 5 年後 10 年後に何か悪影響ないかっていうようなことですかね。

法律上何か強制するような内容は、おそらく作れないので大丈夫かな。

逆になんかほとんど意味のない条例が残っているみたいな状況になるのかなとは思うんですけど、でもあのご心配なところはわかります。要するに何かちょっと対応がなかなかすぐにできないというところかなとは思うんです。

〈石野委員〉

あんまり意味のない条例だったらなくてもいいんじゃ。無くても動けるんじゃないって思ってしまう。

なんかすごい拘束力があるんだったら、もうみんなでこれを絶対取り組んでくださいみたいな感じで、すごい拘束力があることをやるんだったらあれですけど。

なんか、もうなんかちょっと何かニュアンス的な何か、明白じゃない感じのことだけを掲げているんだったら、なくてもいいのかなと。

〈文川委員〉

一つの例をとるとね。今自転車の乗るときにヘルメットかぶるっていうのは義務でしょ。法律では決まってないんですよ。自分の判断。それと同じだと思えばいいです。

条例というのは。自分が守りたければ守ればいい、そういうものなんです。

かぶらないからって罪にならない。罰金でもない。条例化されちゃうと、それが罰金になっちゃう。

〈石野委員〉

条例は罰金あるんですか。

〈泉会長〉

内容にもよりますね。男女共同参画や多様性条例みたいなので罰金とはちょっとあり得ないと思います。理念的な条例になるはず。

〈事務局〉
　条例にもいろいろ種類があるんですけど、基本的に日本は法治国家ですから、日本国憲法というのがベースにありまして、それが一番上位の法律、それでフォローしきれないものがだんだん下に落ちていくんですけれども、そこでは国会で法律を決めますよね。様々な法律を決めます。
　そこでさらにその中でも包含しきれないものについては、県によって県の条例というものが作られます。そこでさらに市独自に作った方がいいかねっていうものがあれば、市の条例として落ちてきます。で、その落ちてくるものについては、当然その科料、罰金であるとか、例えばポイ捨て条例なんかは、あるいは過料いくらっていうのがありますから、そういったあの制約がかかるものもあれば、千葉県の多様性条例のように、理念、考え方ですね。こういうふうに県民の皆さんはこういうふうに考えていきましょうという、罰則等もない、そういった全県民に向けた条例というものがあります。
　先ほどの事務局の話の補足をしますと、千葉県の方でそういう多様性条例を作っておりますので、当然我々船橋市民もその条例のもとにおります。さらに市が条例をつくるということであれば当然、あの船橋市としてこういうことをやっていこうとか、ああいうことやっていこうとか。
　そういった県と同じものを作るんであれば、それこそ皆さんご意見、無駄な労力というお話がありましたけれども、そういうことになってしまいますので、作るのであれば、船橋市として、こういった特色であるとか、こういったことを船橋市民としてやってこうよっていうような発信できるような条例は非常に意味のあることだと思います。以上でございます。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。はいお願いいたします。

〈木下委員〉
　条例は、今おっしゃったように、例えば市長が代わったとか議員さんが代わったとか。そういうようなケースは、先ほどのご発言の中に全庁挙げてっていう話がありましたけど、やっぱりそういうときに、その計画に対しては何か反対だけど、何かそういう否定的なベクトルが働いたときに条例があるということが非常に推進力になるというか、壁になるっていうか、そういうようなことっていうのはあるような気がして。
　そうであれば、まさにこの全庁挙げて、その議会も挙げてみたいな、そういうようなところの何か。下支え、壁、同じこと言っているかもしれませんけどそういう力になるような気がしていて、作るべきだなっていうふうには思う。以上です。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。やっぱり計画とは主体が異なりますので、そういった意味で、議会なりが中心になって頑張っていくっていう、そういうその姿勢を示すみたいな効果は確かにあるのかなっていう気もしますね。

はい、お願いします。

〈藤井委員〉

申し訳ありません。今のご意見と、また再び違って申し訳ないんですけど、私としては船橋市の今後の第 5 次ですね。第 5 次参画計画にしても、国の法律である男女共同参画社会基本法であったり、女性活躍推進法であったり、困難女性支援法という、そういった法律が既にベースとしてあり、そのベースに基づいた上で、船橋市として計画を作っているのですから、そこにさらにですね、県の条例もあるというところもあった上で、なおかつ船橋市として独自の条例ということは、私は必要性があまり高くないのではないかと。

むしろ、国の法律が、法改正、例えば女性活躍推進法というのも少しずつ改正をされていったりします。そういったところにしっかりと対応した計画を作っていくとか。困難女性支援法というのも、またそれこそ共同親権の話とか、そういったことも含めて、いろいろここに載ってないですけど、まずは日本のいろんな国会で法改正された法律それにのっとった上でやっていかないといけなくて、そこに反しない限りの条例でしかないので、ですから、無理にですね、条例作るよりも、そこの国策に極力沿った形での計画、またその計画実施、計画策定および修正実行というのをやっていくということを最優先にすることが私は望ましいのではないかなと思いますがいかがでしょうか？

〈泉会長〉

ありがとうございます。

ちょっとだんだん時間も押してきたんで、決まってないよっていう方でも、その旨でも構いませんのでちょっと一言ずつコメントいただければなと思いますがどうしましょう。

こちらから行ってもいいですか。山口委員、何かもしありましたらお願いします。

〈山口委員〉

いろいろ聞いて、聞けば聞くほどわからなくなって、どちらかというと私は条例は要らないんじゃないかな派なんですけど、やっぱり 5 年ごとに見直すってすごく大事なことで、時代の流れもすごく変容してるじゃないですか。それで何か条例が邪魔になるような気がするし、ものすごく労力かけて決めていくし、予算もかかるしっていうことを考えたら、何か具体的な施策の改善を図っていった方がいいのかなっていう気がするので、まだちょっと半々です。気持ちは。以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。今回これでまとめようっていうのはちょっと無理だと思いますので、またご意見変わっても構いませんし、とりあえず皆さんのお考えの参考になるような形でちょっとご発言いただければ助かります。

文川委員はどうしますか。何かありますか。

〈文川委員〉
　ありません。ゆっくり行きましょう、ゆっくり。

〈泉会長〉
　橋本委員いかがでしょうか？

〈橋本委員〉
　最初の方にも話が出ましたけど、最初は男女共同参画の条例っていう形でできたものが時代が変わっていく中で多様性っていうものが主体になっていくっていう中で、今本当に時代の流れがすごく早くて、世代間でもその捉え方っていうのが、格差がとてもすごい時期かなというふうに思っていて、なので、今すぐには決めないですし、でもあるんですけども、多様性って何だろうっていうところですね。もっとみんなで十分に議論するというか、多世代だったりいろんな環境の方にとっての多様性っていう考え方自身がクリアにならないと、多様性というものを定義してそれを作るっていうのはすごくハードルが高いことなのかなっていうふうに感じているので、どっちと言えなくて、すいません、意見が出せないなっていうところでした。

〈泉会長〉
　ありがとうございます。
　多様性で救えるところと、あと逆に男女平等とは何かちょっとぼやけるのかなっていう。何かメリットデメリットあるなと私も思います。ありがとうございます。
　はいお願いいたします。

〈亀ヶ谷委員〉
　条例そのものっていうか、啓蒙する意味で、あるいは市民の意識を高める上で、やっぱり理念的なことをですね、市としてやるのはその条例としての意味であるんだろうなと思うんですよね。
　ただ問題は何をどうしろっていうことを、別段その条例でできないと思うんですよね。だから要するに啓蒙の意味で意識改革だけだったらば、条例そのものよりも、先ほど皆さんが言ったように、計画に基づいた、要するに、社会の実現を目指すっていうことの方が重要なのかなというのが率直な気持ちです。
　ただ条例を作る上にしたって、すごく幅広い中身になってしまうと思うんですよね。そうすると、啓蒙の意味があっても、実際には抽象的なことがいっぱい出てきて、総和的な中身になっちゃっているんじゃないかと思うんですね。
　だからやはり実を取るならば、やっぱり今の計画に基づいた実践をしていく方がいいかなというのが感想です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。本当に内容はすごく難しいと思いますね。
小林委員いかがでしょうか？

〈小林委員〉
はい。私は作らなくてもいいのかなっていうふうに思っているんですけど、その理由が国の法律としてありますし、県としても条例があるので市独自で作るのは別にいいのかなっていらないんじゃないかなっていうのもあったりとか、先ほどお話していた行政のコストや事務の負担が増えてしまうんじゃないかなと思っています。
けれどもメリットとしては、条例をつくることによって、いろいろ人が代わったときにわかりやすい条例を作成することによってわかりやすく、いろんなことを考えられるのではないのかなっていうふうに思いました。以上です。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
高宮委員いかがでしょう。まとまってなければそれでも大丈夫です。

〈高宮委員〉
まず今日は皆さんのご意見とか、これがあの男女共同参画とはいかなるものかということをちょっと静観させていただければと思っていたんですが、とにかく幅が広いですね。
もう考えることが、個別的な内容が各部署で十分に話し合わなくてはならないことが、全てここに、法律的なことを踏まえてですね、濃縮されておりますので、ちょっと正直、ついて行けなかったところがあります。
これはじっくりと皆さんのご意見を尊重しながら、急ぐことではないんですけれども、大事なことは、やっぱり皆さんで話し合って、そして本当にそれが必要かどうかっていうことを、じっくりと考えて、これだけの資料でございますので、私も理解がまだ把握してないんですが、じっくりと勉強させていただいてからお話をさせていただければと思っております。
以上でございます。

〈泉会長〉
前回からの件ということもあって、突然振ってしまって申し訳なかったです。また次回以降忌憚ないご意見いただければなと思いますので。
石野委員、お願いします。

〈石野委員〉
多様性とか、LGBTQ とかをあんまり盛り込まないでもらいたい。
もし条例作るとなったら、何でもかんでも多様性って言われると、基本ベース男と女なので何かそこが結構うやむやになっちゃうなって思うので、何かそんな多様性とかいう文言とかは避けたいな。

でも、みんなと同じような感じで、この計画をまずは優先的にやりたいなっていうのと、あまり私は条例は必要ないかなって思っています。

〈泉会長〉
ありがとうございます。
皆さんいろいろ出していただき、メリットデメリットにあると思いますので、また次回ぐらいですね。皆さん、今日いろいろお話いただきましたので、それを踏まえて、もう一度ぐらいちょっと意見交換させていただいて、と言いつつもずっとやり続けるわけにもいきませんので、次回ぐらいで取りまとめができればなというふうには思っています。
条例に関しては以上としたいと思います。
以上で議題（3）の議事は終わりといたします。
これにて本日の議題は全て終了となりますが最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

〈事務局〉
はい。次回の推進委員会についてご連絡いたします。第 8 回推進委員会につきましては、令和 8 年 10 月 16 日金曜日午後 2 時から、会場はここです。第 1 会議室を予定しております。
内容としては男女共同参画社会標語コンクールについて、また第 5 次船橋男女共同参画計画についてなどを予定しております。以上です。

〈泉会長〉
では以上の通り連絡事項がありました。次回も可能な限りご出席をお願いいたします。本日は長時間にわたりお疲れ様でした。